

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 事業専従者の慰安旅行費用

Q：私は飲食店を経営しています。今度、従業員4人と事業専従者である妻と私の計6人で慰安旅行に行くことを考えています。

この場合、事業専従者である妻の費用も必要経費として認められるのでしょうか。

A：従業員同志の親睦を図り、勤労意欲を向上させるためのレクリエーションに係る費用は、福利厚生費として必要経費になります。

慰安旅行については、次の2つの要件を満たしている場合には、旅行先が国内、海外に関わらず、原則として社会通念上、常識的な金額であれば、福利厚生費として問題はないでしょう。

- ① 旅行に要する期間が4泊5日以内であること。
- ② 旅行に参加する従業員等の数が全従業員の50%以上であること。

但し、旅行の不参加者に対して金銭で支給すれば、全ての従業員に対して支給額相当額を給与として扱われます。

ご質問の場合ですが、事業専従者については、原則的に使用人と同様に扱います。よって、使用人と同様に行われた慰安旅行費用は専従者分も含めて必要経費として認められます。

なお、事業主と事業専従者だけで旅行等をした場合は、通常の場合、家事的な費用となると考えられるので必要経費にはなりません。

